

議第36号

三島市社会教育委員条例の一部を改正する条例案

三島市社会教育委員条例（昭和25年三島市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験者

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年2月18日提出

三島市長 豊岡 武士